令和４年度　有料老人ホーム実地検査　実施計画

１　検査対象有料老人ホーム選定方針

　⑴　一般検査

　　ア　一般検査は、おおむね３年に１回、実地において行うものとする。

　　イ　施設運営等に問題が発生した場合又は通報等でそのおそれがあると認められる場合は、アにかかわらず、随時検査を実施するものとする。

　⑵　特別検査

　　　特別検査は、実地において行うものとし、次のいずれかに該当する場合に、特定の検査事項を定めて実施するものとする。

　　ア　有料老人ホームの運営及びサービス等が著しく適正を欠くために、当該施設の入居者の利益に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。

　　イ　度重なる一般検査の指摘によっても改善の措置が認められないとき。

　　ウ　正当な理由がなく一般検査を拒否したとき。

２　重点検査項目

　⑴　管理運営関係

　　ア　重要事項説明書の交付

　　イ　緊急通報装置の設置

　　ウ　安否確認の実施状況、夜勤者

　　エ　緊急時連絡網、緊急対応マニュアルの制定

　　オ　事故報告書、ヒヤリハット報告書

　　カ　職員研修の実施状況

　　キ　職員健康診断の実施状況

　　ク　運営推進会議の実施状況

　　ケ　避難訓練の実施状況

　　コ　変更届等の提出

　⑵　利用者サービス

　　ア　サービス提供記録の作成状況

　　イ　入居者の健康診断

　　ウ　食事（栄養士の献立、調理場所、食費）

　　エ　レクリエーションの実施状況

　　オ　身体拘束（実施状況、手順、同意書の様式）

　　カ　家族等へのお知らせ

　　キ　金銭管理

　　ク　体験入居

　⑶　その他

　　ア　定員数、入居者数（要介護度別）

　　イ　賠償責任保険の加入状況（内容、保険会社）

　　ウ　災害時等の地元との協力体制

　　エ　苦情対応窓口の周知、重要事項説明書・管理規程等の掲示・交付

３　新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、指導監査の実施の可否及び実施方法については、状況を勘案して判断するものとするが、基本的な方針は下記のとおりとする。

ア　緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置が発令されている場合　中止（延期）

イ　感染警戒レベルが4以上の場合　対象法人等と協議の上、承諾を得られた場合は実

　施

ウ　感染警戒レベルが3以下の場合　実施